産業通商省営業登録実施許諾局
（タンザニア連合共和国）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要 …… 収録済

国内段階の手続 …… 情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁：　産業通商省営業登録実施許諾局（タンザニア連合共和国）

指定（又は選択）官庁 ＴＺ	産業通商省営業登録実施許諾局 （タンザニア連合共和国） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＴＺ

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(3)に基づく期間　：優先日から21か月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？	認める
要求される国際出願の翻訳文の言語	英語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもののみ，及びＰＣＴ第19条に基づく説明書)・図面の中の説明・要約書 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい
国内手数料	通貨：タンザニア・シリング（TZS) 特　許： 出願手数料[1]　……　TZS　12,000 実用証： 出願手数料[1]　……　TZS　10,000
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な　し

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

ＴＺ	産業通商省営業登録実施許諾局（タンザニア連合共和国）（続き）	ＴＺ

国内官庁の特別の要件（ＰＣＴ規則51の2）[2]	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及び住所[3] 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には，当該変更を証明する書類[3] 出願人がタンザニア連合共和国に居住していない場合には，代理人の選任
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1）？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

2　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3　対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。